

2013年12月市議会一般質問(案)

2013年12月3日現在

21番 日本共産党 福間 健治

21番 日本共産党の福間健治です。通告に基づき、3項目9点について質問します。

1、特定秘密保護法案について

希代の悪法、特定機密保護法案の衆議院での強行採決に抗議し、参議院で廃案にの声が急速に広がっています。「秘密保護法案」の仕組みは、政府が持つ膨大な情報の中から、政府が「特定秘密」を指定し、「秘密を漏らす人」「秘密を知ろうとした人」などを厳罰にするというものです。その矛先が公務員だけでなく、すべての国民に向けられているからです。

恐ろしいことはたくさんあります。第1に、何が秘密かも秘密です。“原発事故が心配だ”と、写真を撮ってブログにのせた。“米軍基地被害が深刻だ”と写真を撮ってブログにのせた。ある日突然、警察がやってきて逮捕になりかねません。国民のあらゆる自由な活動が圧殺されます。このような恐ろしい暗黒社会は、絶対に許すわけにはいきません。

第2に、「秘密を漏らす人」「秘密を知ろうとした人」だけでなく、「共謀」した人、「教唆」—そそのかした人、「扇動」—あおった人も処罰の対象とされます。ある集会で「情報を公開しろ」とマイクで訴えたら、その一言が犯罪とされかねません。これでは新しい治安維持法そのものではありませんか。

第3に、「秘密保護法」違反で逮捕されたらどうなるでしょうか。裁判の過程でも「特定秘密」は開示されません。弁護士はどう弁護したらいいかわかりません。ひとたび「被告人」とされたら、自らを防護する手段が存在しない。何によって裁かれているかもわからないまま、重罪にされます。このような暗黒裁判を、断じて許してはなりません。

政府は、「安全保障のためなら、秘密にして当たり前」といわんばかりです。しかし、安全保障にかかわる問題こそ、可能な限り、最大限、国民に明らかにされなければならないのではないのでしょうか。それを国民に隠し、ウソの情報で欺いた結果が、あの侵略戦争の誤りにつながったのではないのでしょうか。この歴史の教訓に学ぶべきではないのでしょうか。「米軍とともに海外で戦争をする国」をつくる、そのために国民の目と耳と口をふさぎ、情報を統制し、世論を誘導する。いつか来た道の再現は許されません。

政府・与党が一番恐れているものは、国民の世論です。日本弁護士連合会、日本ペンクラブ、テレビのキャスター、出版人、演劇人、憲法・メディア法・歴史学者、外国特派員協会、国際ペンクラブなどなど、これまでにない広範な人々が反対の声をあげ立ち上がっています。この世論の広がりを恐れ、政府・与党は、一部、自民党の補完勢力である「野党」を抱き込んだ「修正」で強行をはかろうとしています。しかし、「修正」は法案の本質を少しも変えるものではありません。「修正」で強行など断じて許せません。日本国憲法の国民主権、基本的人権、平和主義に反する違憲立法—「秘密保護法案」は廃案を要求すべきと考えます。市長の見解を求めます。

2 社会保障について

(1) 社会保障改革プログラム法案について

本法案は昨年、社会保障と税の一体改革関連法案の審議最終盤、自民・公明・民主3党によって突然持ち出された社会保障制度改革推進法が根拠となっています。今年8月21日までに法制上の措置をとると規定されたことから、目標年次と方向性を列挙するだけの異例な法案であり、プログラム法案と呼ばれるのもそのためです。推進法は、社会保障は個人と家族の責任とし、負担がなければ給付なしの「保険」を基本原則としました。そのため、公費の投入を抑制して、負担増と給付の削減を行うことが方向づけられました。本法案は、この推進法の理念を再確認したにすぎず、消費税増税と引きかえに推進法を受け入れた民主党の責任も強く問わ

れます。

第1は、社会保障に果たす国の責務を定めた憲法25条から大きく逸脱していることです。講ずべき社会保障制度改革の措置として、「自助・自立のための環境整備」を掲げ、政府に「個人がその自助努力を喚起される仕組み」の導入を課して、国民に「自助・自立」を押し付けるものになっています。「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めた憲法25条から大きく逸脱するものです。

第2は、政府に社会保障解体の促進を義務付けているからです。少子化対策、医療、介護、年金の4分野について検討項目と「改革」の行程、実施するために必要な法案提出時期を明示し、政府に実施を義務付けています。改革推進本部や改革推進会議の設置によって、実施状況や検討項目が点検され、社会保障解体の促進を図るものとなっています。各制度の詳細はこれから検討するとし、肝心なことは全く不明なまま、基本的な枠組みだけが決められ将来の議論をしぼることになります。

第3は、改革の中身が国民に痛みを押し付けるものだからです。150万人の要支援者の介護保険外しや特別養護老人ホームからの追い出し、利用料の倍加も検討されています。今でも高い国保税をさらに引き上げ、保険証とりあげ、差し押さえなどの滞納制裁をいっそう強化する「国保の広域化」、高齢者医療の窓口負担増、デフレ下での年金のマクロ経済スライド導入や、支給開始年齢の引き上げも検討されるなど改悪メニューが目白押しです。

今年8月から、生活保護の扶助基準が削減され、全国で1万を超える行政不服審査請求が行われています。年金では特例水準の解消の名による給付の削減が今月の振り込みから行われます。痛みは始まっているのに、消費税増税が追い打ちをかけ、社会保障の充実部分はほとんどないか、あっても打ち消される程度のもので、国の責任を放棄し、社会保障を大きく変質させる本法案は、廃案を求めていくべきと考えますが、企画部長の見解を求めます。

②介護保険について

要支援者を介護保険給付から外すことには、介護事業者や自治体関係者からも、「高齢者は要介護1と要支援2の間を揺れ動く。あまりにも利用者無視の改悪だ」「軽度者への対応こそ専門的なスキルが求められる」「自治体には、保険外しされた高齢者に対応できる受け皿はない。多少の予算では到底追いつかない」などの声が吹き上がり、介護保険給付から全面的に切り離し、市町村事業に「丸投げ」する全面改悪は断念しました。しかし、要支援者の6割が利用する『命綱』である、訪問介護と通所介護を、市町村事業に移す方針には固執しています。市町村事業への丸投げは撤回するよう要求すべきです。見解を求めます。

③難病対策について

原因がわからず効果的な治療法がない「難病」の医療費助成制度の改善について、患者団体などの粘り強い運動によって制度発足以来40年目にしてようやく法制化が実現しようとしています。政府は来年の通常国会に新法の成立をめざすとしています。特定疾患56のほかに研究治療事業の対象疾患など、福祉的対応も含め難病の対象拡大や負担軽減が期待されていました。

ところが、いままで無料だった重症者も最大53万円もの負担が強いられ、日常生活や社会活動に支障がある重度の患者(希少性)と認定基準(患者数が人口の0,1%程度以下)により対象疾患と患者が振り分けられようとしていることは、制度の趣旨を損なうものと考えますが、見解を求めます。

(2) 予防接種について

①法定接種の拡大についてです。

予防接種は、様々な感染症から子どもを守り、健全な発育を保障するために欠かせないものです。

現行では、三種混合、四種混合、ポリオ、日本脳炎などは法定接種とされ、利用料金は無料で提供されています。しかし日本小児科学会が推奨している、おたふく

かぜ、インフルエンザなどは任意の接種となっており、子育て世帯には、接種費用は重い負担となり必要性はわかっているにもかかわらず、敬遠される傾向にあります。法定接種の拡大を求められていると考えますが、見解を求めます。

②子どものインフルエンザ予防接種への助成についてです。

本市は、10月より、子ども医療無料化措置を就学前まで拡大し、子育て世帯など関係者から喜びの声が寄せられています。1歳3ヶ月の長女の子育て中のおかあさんから、「大分市が就学前で、こども医療費が無料になって大変喜んでいますが、インフルエンザ予防接種に1回目2,550円、2回目3,500円と6,050円の負担となりました。インフルエンザ予防接種は、重症化することを防ぎ、医療費の抑制にもつながります。法定接種をのぞんでいます。それまでの間、接種への助成はできないのでしょうか。」という要望を受けました。こうした声に応えて、子どもへのインフルエンザ予防接種への助成を検討する考えはないか。見解を求めます。

3 下水道行政

①下水道事業計画区域の拡大についてです。

公共下水道は、快適で衛生的な生活環境の整備、公共用水域の水質保全、市街地の雨水排除を図るため、必要不可欠な施設です。しかし大分市の現状は、公共下水道処理人口普及率では、平成24年度末の全国平均76.3%に比べ、59.1%と大きく遅れています。南大分・荏隈地区の市政報告会では、公共下水道の事業計画区域拡大を求める強い要望がだされました。今後の下水道事業計画区域の拡大についての見解を求めます。

②下水道接続促進についてです。

公共下水道事業計画区域で整備をすすめても、公共下水道の目的を損なう事態も懸念されます。ある地域では、多数の未接続が残されていることが、水路での蚊やハエの発生、悪臭の原因となって、しばしば、水路の浚渫などの要望だされています。下水道接続促進のとりくみについて見解を求めます。

③ 浄化槽の水質検査について

城南校区の方から、3年前家を新築し、合併処理浄化槽を設置しました。今年9月に、浄化層の水質検査を受検してくださいとの通知が届きました。保守点検、清掃は、定期的におこなっているのに、なぜだろうか疑問におもったそうです。親戚や隣近所の方に聞いても、そんな通知はきていない、みたこともないとの返事だったとのことでした。浄化槽は、微生物のはたらきを利用して汚水を浄化する、水質保全には欠くことのできない施設です。浄化槽の水質検査の現状について、見解を求めます。